



佐賀県公報

平成20年
12月2日
(火曜日)
第13107号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 都市計画の変更 (四三七・まちづくり推進課) 一
- 〃〃 (四三八・〃〃) 一
- 〃〃 (四三九・〃〃) 一
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域の指定 (四四〇・河川砂防課) 二
- 道路の供用開始 (四四一・道路課) 四
- 兵庫東部地区中野吉換地区換地計画 (農地整備課) 四
- 換地処分 (〃〃) 五

○告示

◎佐賀県告示第四百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

佐賀都市計画公園 五・五・二号 佐賀城公園

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 佐賀市城内二丁目
削除する部分 なし

◎佐賀県告示第四百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

有田都市計画道路 三・五・十一号 泉山大谷線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 西松浦郡有田町泉山一丁目及び中樽二丁目
削除する部分 なし

◎佐賀県告示第四百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

有田都市計画道路	三・五・二号 有田川棚線 三・五・三号 有田駅前線 三・四・四号 原宿村木線 三・五・六号 原宿広瀬線 三・五・七号 岩崎穂波尾線 三・六・八号 泉山南川良原線 七・五・一号 上有田駅前線
二 都市計画を定める土地の区域	
一 三・五・二号 有田川棚線	
追加する部分	なし
削除する部分	なし
二 三・五・三号 有田駅前線	
追加する部分	なし
削除する部分	なし
三 三・四・四号 原宿村木線	
追加する部分	なし
削除する部分	なし
四 三・五・六号 原宿広瀬線	
追加する部分	なし
削除する部分	なし
五 三・五・七号 岩崎穂波尾線	
追加する部分	なし
削除する部分	なし
六 三・六・八号 泉山南川良原線	
追加する部分	なし
削除する部分	なし
七 七・五・一号 上有田駅前線	

追加する部分 なし
削除する部分 なし

●佐賀県告示第四百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

市町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
嬉野市嬉野町 大字吉田	東吉田（四四三・〇四九） 東吉田三（四四三・一五八） 東吉田四（四四三・一六二） 東吉田五（四四三・一六一） 東吉田六（四四三・一六〇） 東吉田六（四四三・一六〇） 東吉田七（四四三・一五九） 東吉田第一（四四三・〇四八） 中村（四四三・二〇一・一） 中村一（四四三・二〇一・二） 中村二（四四三・二〇一・三） 中村一（四四三・二〇一・三） 中村一（四四三・二〇一・一） 中村一（四四三・二〇一・二） 中村三（四四三・二〇三） 中村四（四四三・〇七〇） 両岩（四四三・〇五六・一） 両岩一（四四三・〇五六・二） 両岩二（四四三・〇五五・一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

<p> 両岩一・一 (四四三・〇五五・二) 両岩三(四四三・二〇六) 両岩四(四四三・二〇七) 両岩五(四四三・二〇八) 両岩六(四四三・二〇九) 宇留戸(四四三・二〇〇) 宮の上(四四三・〇五七・一) 宮の上・一 (四四三・〇五七・二) 宮の上・二 (四四三・〇五七・三) 上吉田一(四四三B・一三) 上吉田二(四四三・二三九) 上吉田三 (四四三・二二八・一) 上吉田三・一 (四四三・二二八・二) 上吉田四 (四四三・二二九・一) 上吉田四・一 (四四三・二二九・二) 上吉田五・一 (四四三・二二七・一) 上吉田五・二 (四四三・二二七・二) 上吉田六(四四三・二三八) 上吉田七(四四三・二三六) 岩ノ下(四四三・〇六三・一) 岩ノ下・一 (四四三・〇六三・二) 岩ノ下・二 (四四三・〇六三・三) 岩ノ下・三 (四四三・〇六三・四) 岩ノ下・四 (四四三・〇六三・五) 岩ノ下第一 (四四三・〇六四・一) 岩ノ下第二 (四四三・〇六四・二) </p>			<p> 岩ノ下第一・三 (四四三・〇六四・三) 春日・一 (四四三・〇六五・一) 春日・二 (四四三・〇六五・二) 春日・三 (四四三・〇六五・三) 春日・四 (四四三・〇六五・四) 春日二(四四三・一三五) 春日四(四四三・一三七) 真上吉田(四四三・〇五八) 真上吉田二(四四三・〇五九) 真上吉田五(四四三・二二四) 真上吉田六・一 (四四三・二二二・一) 真上吉田六・二 (四四三・二二二・二) 真上吉田七(四四三・二二一) 真上吉田八(四四三・二二三) 真上吉田九(四四三・二二〇) 真上吉田一〇・一 (四四三・〇七一・一) 真上吉田一〇・二 (四四三・〇七一・二) 峰川原(四四三・〇六一・一) 峰川原二 (四四三・〇六一・二) 峰川原一(四四三・二三〇) 峰川原三(四四三・二三一) 峰川原四・一 (四四三・二三二・一) 峰川原四・二 (四四三・二三二・二) 峰川原五(四四三・二三三) 峰川原六(四四三・二三四) 峰川原七・一 (四四三・〇七二・一) 峰川原七・二 (四四三・〇七二・二) </p>
---	--	--	---

峯一(四四三・二二五)
 峯二(四四三・二二四)
 峯三(四四三・二二三)
 峯四(四四三・二二二)
 峯五(四四三・二二一)
 峯六・一
 (四四三・二二〇・一)
 峯六・二
 (四四三・二二〇・二)
 峯七(四四三・二一七)
 峯八(四四三・二一六)
 峯九(四四三・二一五)
 岩瀬戸川一・一
 (四四三・〇五七・一)
 岩瀬戸川一・二
 (四四三・〇五七・二)
 岩瀬戸川一・三
 (四四三・〇五七・三)
 岩瀬戸川二・一
 (四四三・〇五八・一)
 岩瀬戸川二・二
 (四四三・〇五八・二)
 岩瀬戸川三(四四三・〇五九)
 平野川(四四三・〇三七)
 平野川一(四四三・〇三六)
 一王丸川一
 (四四三・〇六〇・一)
 一王丸川二
 (四四三・〇六〇・二)
 岩倍川(四四三・〇六一)
 宇留戸川(四四三・〇六三)
 宇留戸川一(四四三・〇六一)
 無量寺川(四四三・〇六四)
 中村川一(四四三・〇六五)
 中村川二(四四三・〇六六)
 夜打平川(四四三・〇六九)
 斧研川(四四三・〇七〇)
 小井出川(四四三・〇七一)
 館川一(四四三・〇七二)
 館川二(四四三・〇七八)

土石流

尾ノ上川一・一
 (四四三・〇六七・一)
 尾ノ上川一・二
 (四四三・〇六七・二)
 尾ノ上川二(四四三・〇六八)
 下岩ノ下川(四四三・〇四〇)
 下岩ノ下川一
 (四四三・〇七三)
 下岩ノ下川二
 (四四三・〇三九)
 十郎丸川一(四四三・〇七四)
 十郎丸川二(四四三・〇四二)
 榎坂川(四四三・〇四二)

〔一次の図〕は省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する鹿島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

●佐賀県告示第四百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年十二月二日から平成二十一年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 若宮鶴線	神崎市神崎町城原字一本黒木八八番六地先から 神崎市神崎町鶴字鶴籠二五三番一地先まで	平成二〇・一二・二一

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備)富士南部地区大野原換地区の換地計画を定

めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの換地計画に異議のある方は、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成21年1月22日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成20年12月2日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備）富士南部地区大野原換地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間
平成20年12月3日から平成21年1月7日まで

3 縦覧の場所
佐賀市役所本庁及び佐賀市役所富士支所

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）相知地区坊中換地区の換地計画に基づき、平成20年11月11日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成20年12月2日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社